

益城町「介護予防活動支援講師派遣事業」の利用について

この事業の目的

益城町では、「いくつになっても住み慣れた地域で自分らしく暮らす」ことができるように、介護予防を推進しています。そのためには、「住民主体の通いの場」活動の推進が効果的であると考えています。

そこで、町内において、週1回以上活動している、または新たに週1回以上の活動を開始する住民主体の通いの場等の団体に対し講師派遣を行い、より効果的な活動となるよう支援するとともに、活動の活性化を図ることを目的としています。

対象となる団体(対象団体)

事業の対象となる団体は、次の条件を満たす団体となります。

- ①益城町内に拠点を置き、介護予防につながる住民主体の活動を行うこと
 - ②構成員に65歳以上の方が5人以上含まれること
 - ③継続的に週1回以上の活動を行う団体
 - ④介護予防につながる活動を実施する団体
 - ⑤法人でないこと。また、営利・政治・宗教を目的とする団体でないこと
 - ⑥暴力団または暴力団もしくは暴力団員と関係する団体でないこと
- ※ 週1回以上の活動は、“月4週×12か月＝年間48回”以上とします



受けることができるプログラム

対象団体は介護予防支援講師として町に登録された講師より、次の①～⑤のいずれかについてのプログラムを選択して受けることができます。(1か月にいずれかを1回)

- ①運動機能を向上させるためのプログラム
- ②低栄養を改善させるためのプログラム
- ③口腔機能を向上させるためのプログラム
- ④認知症を予防するためのプログラム
- ⑤その他介護予防の観点から効果が認められると判断されるプログラム

※日程と講師のスケジュール等によっては、希望するプログラムを受けることができない場合があります。その際は、第2・第3希望のプログラムとなります。

講師派遣を受ける流れ

①対象団体として登録

「益城町介護予防活動支援講師派遣事業対象団体登録申請書(別記第1号様式)」に必要事項を記入し、役場 健康保険課 保健事業係(6番窓口)に提出してください。

→ 町が提出された内容を精査し「益城町介護予防活動支援講師派遣事業対象団体登録承認(却下)通知書(別記第2号様式)」により、対象団体登録の可否について通知します。

②派遣の依頼

派遣を依頼したい月の前月10日までに、「益城町介護予防活動支援講師派遣事業介護予防講師派遣依頼書(別記第9号様式)」により派遣依頼を行ってください。

※月毎または、半期・年間をまとめて依頼することができます。

→ 町が介護予防支援講師と調整を行い、調整結果を連絡します。(派遣日の前月末頃)

④派遣日時・準備の最終調整

派遣される介護予防活動支援講師から、対象団体に連絡がありますので、日程と実施内容の最終確認を行ってください。準備が必要であれば、対象団体に準備してください。

※派遣予定日の2～3日前までに連絡がない場合は役場 保険事業係へご連絡下さい。

⑤通いの場での支援実施当日

実施後、介護予防活動支援講師が持参する「益城町介護予防活動支援講師派遣事業介護予防活動支援実施報告書(別記第11号様式)」の実施確認欄に、団体代表者による署名を行ってください。

⑥年間の活動記録の管理・提出

団体の年間活動について、毎回の実施日時(講師派遣を受けた日以外の普段の活動を含む)と参加状況(参加者数、性別、65～74歳・75歳以上年齢区分)を含む記録(参考様式1及び2、任意の様式でも可)を作成し、最終活動月の翌月10日までに健康保険課 保健事業係まで提出してください。

また、年間の活動回数が48回未満の場合は、年間の活動回数が少なかった理由について、「活動減少に係る理由書」を添付してください(参考様式3、任意の様式でも可)。

その他

- 当事業において介護予防活動支援講師派遣を受けることができるのは、月あたり1回までです。同月内に2回以上の派遣はできません。

但し、町を介さず、団体と介護予防活動支援講師間で直接交渉し、要する費用について団体が負担する場合、講師の支援を受けることは可能とします。

- 対象団体へ登録した内容について、変更がある場合は、「益城町介護予防活動支援講師派遣事業対象団体登録内容変更届(別記第4号様式)」により変更の届けを行ってください。